

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

資料 2

該当 提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部		
①	ア	子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。	(7)	子育て世代包括支援センターの機能を強化するため、母子保健相談員を配置する。	令和2年4月から、全区に1名ずつ母子保健相談員（会計年度任用職員）を配置し、ミドルリスク妊婦への支援を通じて虐待予防の関わりを強化している。	A	ミドルリスク妊婦に対して、妊娠期から出産期まで継続的な支援を行うことで、妊婦の不安軽減を図ると共に、支援が必要な状況を見逃さない仕組みを導入できた。 今後は、区の規模により相談員の配置人数を増員する等の検討を行っていく。	I	子）児童相談所 保）保健所 区）保健福祉部
			(4)	母子に対する個別支援プランを導入し、支援対象者の状況を適切に把握しながら、切れ目のない支援を行う。	令和2年4月から、妊婦支援相談事業に個別支援プランを導入し、妊娠届出時に母子保健相談員と保健師が全ての妊婦と面接を実施して支援対象者の状況を把握し、支援に生かしている。	A	支援プランの作成を通じて妊婦の詳細な状況や課題を共有することで、妊婦の不安軽減に努め、出産までの切れ目のない支援に務めることができた。 今後は、支援プランを子育て期まで活用できるよう、子育て支援部門との共有の仕組みづくりを検討していく。	I	
			(ウ)	家庭児童相談室や要対協の役割や活用方法への理解を広め、他部局や関係機関との更なる連携体制を構築する。	要対協の代表者会議や個別ケース検討会議の場を通じて、構成員に家庭児童相談室や要対協の機能・役割を周知し、理解促進に努めている。	A	家庭児童相談室や要対協の機能・役割の周知により、個別ケース検討会議の開催数も増加しており、構成員に理解が広がっているものと思われる。	II	
			(エ)	子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、国が実施しているアドバイザー派遣事業等を活用し、札幌市の状況を踏まえた必要な制度設計等を進める。	国が実施しているアドバイザー派遣事業について、現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響から実施の目途が立っていない。 なお、国は、令和3年度はアドバイザー派遣事業に代えてブロック別の自治体向け説明会を実施する方針である。	D	業務改善については、マニュアル改訂等も行いながら続けている。 アドバイザー派遣事業については実施の目途が立たないことから、機能整備に向けた内容については、子ども・子育て会議児童福祉部会に適宜報告し、意見等をいただき、検討していく。	III	
			(オ)	介護や福祉分野の相談・支援の拠点として区に設置を検討している「（仮称）基幹型支援センター」について、子育て分野との連携体制を構築する。	「（仮称）基幹型支援センター」の設置に向け、ワーキンググループによる検討を行っている。	D	令和3年度中に、区の業務課題や、設置スケジュールなどについて整理を行う予定としている。 令和4年4月開設に向けて、早急に課題の整理を行う必要がある。	I	保）高齢保健福祉部 保）総務部 保）障がい保健福祉部
			取組方針に対する自己評価		妊娠期からの切れ目のない支援の実施に向けて、区の相談支援拠点としての機能強化を図るため、子育て世代包括支援センターの人員増や妊婦への個別支援プランの導入等を行った。今後も、更なる体制の強化や各組織の役割分担への理解、支援方針の共有を図っていく必要がある。				
②	イ	家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進める。	(7)	各区の家庭児童相談室の担当職員を増員し、虐待に発展する可能性が高い支援ケースについて児童相談所と随時情報共有し、支援方針や役割分担等について検討を行う体制を強化する。	令和3年4月までに、相談件数の特に多い6区（中央、北、東、白石、豊平及び西）において計9名増員した。 要対協の対応件数を増加させるとともに、迅速な対応が可能となり、必要な支援につないでいる。	A	職員増員により対応を迅速に行うことができ、これまでに比べてより多くの相談に対応できるようになっている。 一方、相談件数の増加に伴い業務量も増加しており、業務の効率化や職員増等も含めた検討が必要となっている。	I	子）児童相談所 区）保健福祉部
			(4)	各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長と兼務とし、要対協の改善点の洗い出しや改善に向けた対応策の検討を行う体制を強化する。	令和2年4月から、各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長との兼務とし、市要対協と区要対協の情報共有や連携、区要対協の機能強化のため、家庭児童相談室の業務課題や改善点の検討や、児童相談所との関係会議等に出席している。	A	児童相談所と各区健康・子ども課の連携により、要対協の業務遂行上の問題点や課題等の洗い出しによる業務改善、合同の研修・会議等での児童虐待防止対策の共有、知識の向上につながっている。	II	
			(ウ)	児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携により、支援対象者のスムーズな情報共有を行う。	令和元年12月以降、3つのシステムの改修等を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携を可能とした。 また、リスク評価を行いデータを集約する「子育てデータ管理プラットフォーム」を構築するため、令和3年夏の稼働開始に向けて開発を進めている。	A	事案発生後、速やかに児童相談システムを改修し、母子保健システムの端末を導入したことで、支援内容等を速やかに把握することが可能となった。 「子育てデータ管理プラットフォーム」は、令和3年夏の稼働開始に向けて、想定スケジュールに遅れることなく進捗している。	I	
			(エ)	要対協の業務を活性化させるため、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について、プロジェクトチームの設置等により活性化策を検討する。	令和2年6月に、要対協の業務活性化に向けた検討会を立ち上げ、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について検討し、令和3年度からの管理ケースの一元化や様式の簡素化を行った。	A	管理ケースの一元化により事務の省力化が図られ、支援業務に集中できるようになることが期待できる。	II	
			(オ)	子ども家庭総合支援拠点化を見据え、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。	令和3年4月に児童相談所に家庭支援課を設置し、区が支援している対象家庭の支援方法等について助言を行うことができる体制の構築を進めている。	A	新たな体制の構築により、支援内容に応じた連携や技術的助言を行うことができるようになった。 令和4年度からの子ども家庭総合支援拠点化に向けて、更に効果的・効率的な相談支援を行うため、実施状況を踏まえた支援体制の改善を行っていく必要がある。	I	
			取組方針に対する自己評価		区要対協の中核を担う家庭児童相談室の機能強化に向けて、児童相談所の組織改編、家庭児童相談室の人員増や業務の見直しを行った。今後も、データ管理システムの導入や家庭児童相談室の更なる体制強化を進め、要対協の事務局としての機能を発揮させていく必要がある。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

資料 2

担当 提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部		
③	ウ	子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底する。	(7)	関係機関の介入が必要と思われる世帯に必要な支援を行うため、具体的な援助方針を適切に設定する。	令和3年度の本市生活支援業務の重点事業を「子どものいる世帯に対する適切な支援」と設定し、区的生活支援実施方針の策定の際に、可能な限り「子どものいる世帯に対する適切な支援」を重点事業に指定するようにした。	A	全ての区の実施方針で要支援世帯への適切な支援・連携を盛り込んでおり、児童虐待の防止に組織的に取り組む姿勢を明確化することができた。 今後、監査での台帳点検、ヒアリングなどの機会を通じて、適切に支援・連携を行っているかを確認していく。	Ⅱ	子）児童相談所 保）総務部 区）保健福祉部
			(4)	生活支援担当職員の児童虐待防止施策や要対協に関する知識を深めるため、児童相談所や要対協と連携しながら、必要な研修を実施する。	本庁生活支援担当部局が各区役所を巡回し、子どものいる世帯に対して適切に援助方針が設定されているか、方針に従って必要な支援（連携）を行っているか確認し、必要な助言を行った。	A	未就学児童のいる世帯の中から、母親の年齢が若く手厚い支援が望ましい世帯を中心に点検を行ったところ、おおむね適切な援助方針が設定され、必要な支援・連携が行われていた。 令和3年度は、監査における重点項目とし、生活支援の実施機関として組織的に適切に取り組んでいるかを確認していく。	Ⅰ	
					令和2年4月から、例年実施している管理職・係長職・面接員・一般職の生活支援担当者研修において、本庁の課長職及び部長職を講師として、情報共有や対応方針の検討のあり方、世帯の自立に対する視点等について解説を行っている。	A	新任の生活支援担当職員に対して、現在の生活支援業務において求められている考え方や視点を、早い段階で示すことができた。 今後、新任職員に対して同様の研修を継続実施していく。	Ⅰ	
					令和2年11月、各区の生活支援担当職員を対象に、児童相談所の職員を講師として、児童虐待防止をテーマにした研修を実施（動画配信）した。	A	10区の生活支援担当課のほぼ全ての職員が研修動画を視聴し、家庭訪問時のポイントのほか、家児相や要対協の活用など、組織における協働の意識の必要性を学ぶ機会となった。 今後は、転入職員に対して同様の研修を実施していく。	Ⅱ	
					令和2年5月以降、各区の生活支援担当課において、家庭児童相談室や母子保健担当の職員を講師として、事例の振り返りや児童虐待防止の着眼点、母子保健との連携をテーマにした研修を実施した。	A	児童虐待の知識を深めることにより、虐待等の早期発見等に結び付く些細な気づきを意識して業務に取り組む心構えが形成された。 今後、研修等で得た知識を定着させ、業務に生かしていくために、取組を継続していく必要がある。	Ⅱ	
					(4)	健康・子ども課と生活支援担当課の業務や連携の必要性、支援策のあり方について情報共有を行う。	各区の生活支援担当課において、相談時に「シングルママ・パパのためのくらしガイド」を配布したり、世帯の状況に応じて保健センターの相談窓口を教示するなど、確実に支援につなぐよう努めている。	A	
			取組方針に対する自己評価		生活支援の運用にあたって子どもへの支援の観点を位置づけるため、全ての区の生活支援業務の実施方針に「子どものいる世帯に対する適切な支援」を盛り込んだ。今後も継続して、子どものいる世帯への適切な支援の徹底と、関係機関との連携を深化させる取組を進めていく必要がある。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
1	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
I：更なる取組の推進を図る項目
II：現在の取組を継続する項目
III：取組を終結する項目

資料 2

提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	実施区分	自己評価	評価区分	担当部			
④	エ	子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。	(7)	学校や地域を巡回するスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）や子どもコーディネーターなどの関係機関、地域の支援団体等と、要対協等の場を通じて支援に必要な情報を共有し、つながりを深める。	令和２年度から、子どもコーディネーターの所管団体の担当課を各区要対協代表者会議の構成員に加え、個別ケース検討会議等に積極的に参加できる体制とした。	A	各区要対協の個別ケース検討会議へのＳＳＷや子どもコーディネーターの参加回数が増加しており、今後も、子どもと関わる機関同士でつながりを深めるため、要対協等の会議への参加を着実に積み重ねていく。	Ⅱ	子）子ども育成部 子）児童相談所 教）学校教育部	
			(4)	子どもコーディネーターの市内全地区への展開に向けた体制の検討や、スクールソーシャルワーカーの活用促進・体制強化に向けた検討を進め、学校や子どもの居場所等において困難を抱える子どもや家庭の把握、必要な支援につなげる取組を推進する。	子どもコーディネーターと学校・ＳＳＷ等が担当地区ごとに情報共有を進めるとともに、支援が必要な児童に対する早期の発見、多面的な見立てを行うことにより、子どもを重層的に見守る環境を整える。	令和３年４月から、子どもコーディネーターを、これまでの５名から７名に増員し、市内全地区を巡回対象とするよう、体制を強化した。	A	学校・ＳＳＷ等と子どもコーディネーターが、それぞれの場で、困難を抱える子どもや家庭を発見し、必要に応じて連携して支援にあたるなど、顔の見える関係は構築できつつある。 今後、要対協の支援対象児童以外でも、支援が必要な子どもを重層的に見守る機会を作っていく必要がある。		Ⅰ
					令和２年４月から、ＳＳＷスーパーバイザーを、これまでの１名から４名に増員し、各地域のＳＳＷミーティングに出席して助言を行うなど、体制を強化した。	A	市内全地区で実施するための体制を整えることができた。 今後、潜在的に困難を抱える子どもや家庭を早期に把握するため、これまで以上に地域の関係団体とのつながりを深めていく。	Ⅰ		
					令和２年４月から、ＳＳＷスーパーバイザーを、これまでの１名から４名に増員し、各地域のＳＳＷミーティングに出席して助言を行うなど、体制を強化した。	A	ＳＳＷスーパーバイザーの増員により、各地域を担当するＳＳＷのミーティングに必ずスーパーバイザーが参加することができる体制に変更したことで、各ＳＳＷが迅速に助言を得る体制が整えられてきた。 引き続き、困難を抱える子どもの支援体制を整えていく。	Ⅱ		
			(ウ)	在宅支援が必要な特定妊婦が活用できる養育支援員派遣事業について、利用しやすい制度となるよう検討を行う。	在宅支援の需要に応じたサービスの共有を行うことができるよう、令和３年度からの養育支援員派遣事業者の委託対象に障害福祉サービス提供事業者を加える規定整備を行った。	A	児童虐待のリスクがある家庭に対して、必要となった時に迅速に派遣が可能となるよう、派遣対象事業者の拡大を行った。 介護人材の慢性的な不足があることから、支援実績を踏まえながら更なる委託先の拡大についても検討していく。	Ⅰ	子）児童相談所	
取組方針に対する自己評価			地域全体で子どもを見守る環境を整えていくため、学校や地域の団体との連携を図るための体制強化や関係づくり、情報共有の仕組みづくりを進めた。今後も学校や地域とのつながりを深め、更に支援体制を整えていく必要がある。							
⑤	オ	保育施設における虐待事案への対応を強化する。	(7)	児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版など、具体的にわかりやすいマニュアルを作成し、保育施設等に配布して周知を図る。	令和２年３月に、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を作成し、５月に市公式ホームページに掲載した。 また、保育所・幼稚園用、学校用、関係機関用の３種類に改訂し、１０月に保育所等の全ての職員に配布した。	A	具体的に分かりやすいマニュアルを目指し、虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を作成し、保育所等の関係職員に配布、周知徹底することができた。 必要なときに活用されるように、今後も定着を進めていく必要がある。	Ⅱ	子）子育て支援部 子）児童相談所	
			(4)	認可外保育施設への指導を行う際は、児童虐待防止ハンドブックに沿って児童虐待の早期発見と通告等について必ず説明を行うとともに、研修会や会議を通して保育施設に周知を図る。	令和元年度に実施した研修会で、全施設に児童虐待防止ハンドブックを配布した。保育施設への立ち入り調査の際には、ハンドブックを参考として、虐待等が心配される子どもの有無や、事案が発生した場合の対応について確認を行っている。 なお、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から１１月から３月まで立入調査を中止し、電話調査を実施した。また、研修会についても中止となり、施設等に研修資料を送付した。	A	保育施設への立入調査や電話による聞き取り調査の結果、概ね虐待防止のマニュアルの作成や研修が実施されており、虐待防止に関する意識の向上が見られた。 また、中止となった研修会の参加希望も多くあり、児童虐待防止に関する施設の役割についての意識が高まっている。	Ⅱ		
			取組方針に対する自己評価			保育施設における児童虐待防止に関する意識向上を図るため、認可外保育施設等への虐待防止ハンドブックの配布や、業務での活用状況の確認・指導を行った。今後も立ち入り調査等による指導や研修を通して、取組の徹底を図っていく必要がある。				

検証報告書における提言	
2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

A : 既に取り組んでいる項目
B : すぐに取り組むべき項目
C : 速やかに検討すべき項目
D : 中期的・段階的に検討する項目

Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部	
①	ア	保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図る。	(7)	令和2年4月に、家庭訪問記録票記入マニュアルの改訂を行い、家庭訪問や支援の記録について決裁・供覧を行う期限を明記した。 令和2年9月に設置した「母子保健における保健師活動のあり方ワーキング」において活動計画及び各種マニュアルに基づいた保健師の日常業務の徹底について検討を行った。	A	ワーキングにおける検討を踏まえて、日常的な保健師活動の徹底について、改めて各区と再確認を行うことができた。 今後は更に、日常業務における情報共有を補完する母子保健システムの活用について、全区で共通認識を持ち運用していく。	I	保）保健所 区）保健福祉部
			(4)	令和2年9月に、健診に従事するすべての職種によって構成される「乳幼児健診ワーキング」を設置し、乳幼児健診の課題を明らかにするとともに、具体的な改善策について検討を行った。	A	ワーキングの実施により、乳幼児健診に従事するすべての職種で乳幼児健診の課題を明らかにするとともに、支援が必要な親子を見落とさないよう、カンファレンスの運用方法や健診後のフォロー体制等について検討を行うことができた。 今後は、各区の実施状況を共有し、適宜内容を見直しながら、継続的に取り組んでいく。	I	
			(7)	乳幼児健診に従事する全ての職員・職種における役割の重要性について再確認を行うとともに、カンファレンスのあり方を見直し、健診結果を踏まえた支援を確実に果たせるよう、職員間の情報共有や引継方法を改善した。 また、健診従事者を対象として、乳幼児健診の勉強会を3回開催した。	A	乳幼児健診のカンファレンスの重要性をすべての従事者が認識すると共に、カンファレンスの実施方法・記録様式の改善したことにより、従事者間での情報共有が徹底され、必要な支援について時期・期限・実施者等を明確かつ具体的に検討し、実施している。 また、乳幼児健診の勉強会の実施により、健診の役割や養育状況等を把握するポイント等について、従事者の理解が深まった。	II	
				令和元年11月に、乳幼児健康診査マニュアルを改訂し、未受診者対策として、会議の定期開催による全件の状況把握、課内会議での処遇・支援方針の決定や、精密健康診査未受診者対策の優先度を明確化した。 また、「乳幼児健診ワーキング」において、各職種の役割やフォロー体制等のあり方について情報共有し、検討を行った。	A	マニュアルの改訂やワーキングの実施により、未受診者対策について、実施時期や内容を明確化し、課内会議で処遇を決定するなど、支援が必要な対象の状況確認について徹底することができた。	II	
			(イ)	令和2年5月に、健康・子ども課における児童虐待対応マニュアルを改定し、妊娠届出受理時の成育歴等の丁寧な把握の必要性や、継続支援が必要な妊婦についての情報共有、支援方針の組織的検討について明確化し、各区で取り組んでいる。	A	特定妊婦について、成育歴や精神保健的な要素を踏まえたアセスメントの強化、カンファレンスの実施により、家庭児童相談室と共に組織でリスク評価を行い、支援を検討することができた。また、特定妊婦の支援開始時と終結時については、組織的な判断を行うことを明確化した。 今後は、困難を抱える若年女性を支援する関係機関との連携を強化していく。	I	
			(オ)	令和2年4月から、健康・子ども課長による母子保健情報システムの閲覧を可能とし、支援ケースの進捗管理を行っているほか、児童相談所にて母子保健情報システムの閲覧を可能とし、健康・子ども課と児童相談所との間で、世帯の状況と支援方針を共有している。 また、母子保健情報システムを活用した入手台帳を定期的に更新し、毎月所属長まで供覧するなど、従来のケース管理のあり方について検討した。	A	ケース支援の進捗管理が個人にのみ任せられることがないよう、母子保健情報システムを有効に活用するとともに、進捗管理が組織的に管理できるよう体制を整備することができた。 今後は、母子保健情報システムに加え、子育てデータ管理プラットフォームを有効に活用し、組織的なリスクマネジメントを図っていく。	II	
			取組方針に対する自己評価		乳幼児健診におけるカンファレンスの実施手法や世帯状況に応じた適切なアセスメントなど、母子保健における日常的な業務の重要性を再確認し、改善策を検討するとともに、その徹底を図った。今後も各区の母子保健業務における日常的業務の徹底や、更なる技術の向上及び組織マネジメントの強化を図っていく必要がある。			

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言

2	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
②	イ	地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討する。	(7)	地域住民の健康を守る基本的な視点に基づいた保健師活動、包括的な支援体制のあり方を検討する。	令和2年9月に、「母子保健における保健師活動のあり方ワーキング」を設置し、母子保健における保健師活動の現状や課題を明確化し、母子保健が目指す方向性やそのために必要な体制及び取り組み等、保健師活動のあり方について検討を行った。	A	ワーキングの実施により、保健師活動における現状の課題について共通認識をもち、アセスメント力を向上させる体制や組織的な地区管理の方法について、具体的な検討を行うことができた。 今後は、困難を抱える若年女性への支援について、地域の関係機関と連携を強化していく。	Ⅰ	保）保健所 区）保健福祉部
				取組方針に対する自己評価			母子保健における保健師活動の現状や課題を明確化し、母子保健の目指す方向性や体制づくり等、保健師活動のあり方について検討を行った。今後は、検討内容を踏まえた保健師活動体制の具現化を図っていく必要がある。		
③	ウ	母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。	(7)	地域精神保健を考慮に入れた保健師活動の推進や、精神保健福祉相談員との連携のあり方を検討する。	令和2年4月から心理相談員を増員し、2区に1名の配置として、子どもの精神発達面での専門的な見立てや助言を行っている。	A	心理相談員を増員したことで、精神発達面での専門的な相談が必要なケースに対して訪問等により柔軟に対応し、子どもの見立てや適切な関わりの助言等を行うことができている。 今後は、虐待予防対策の更なる強化を図るため、心理相談員を1区に1名配置できるよう増員していく。	Ⅰ	保）保健所 保）障がい保健福祉部 区）保健福祉部
					母親の成育歴や精神保健面に考慮した支援にあたって、組織的に支援方針を検討するとともに、産前産後の精神状態の変化に応じて、精神保健福祉相談員や病院等と連携した支援を行っている。		A		
			取組方針に対する自己評価		対象者の精神保健面に考慮したアセスメントや支援のため、精神科医療機関との連携を図った。今後は、区の精神保健相談員との協働を図り、更なる支援体制の強化に努めていく必要がある。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
I：更なる取組の推進を図る項目
II：現在の取組を継続する項目
III：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
①	ア	要対協を有効に運用する ための機能強化や運用方法 の見直しを進める。	(7)	児童相談システム、家庭児童相談システム及び 母子保健システムの情報連携により、支援対象者 のスムーズな情報共有を行う。【再掲】	令和元年12月以降、3つのシステムの改修等を行 い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイ ムリーな情報連携を可能とした。 また、リスク評価を行いデータを集約する「子育て データ管理プラットフォーム」を構築するため、令和 3年夏の稼働開始に向けて開発を進めている。【再 掲】	A	事案発生後、速やかに児童相談システムを改修し、母子保 健情報システムの端末を導入したことで、タイムリーな情報 連携が可能となった。 「子育てデータ管理プラットフォーム」は、令和3年夏の 稼働開始に向けて、想定スケジュールに遅れることなく進捗 している。【再掲】	I	子）児童相談所 区）保健福祉部
			(4)	要対協の業務を活性化させるため、実務者会議 の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等につい て、プロジェクトチームの設置等により活性化方 策を検討する。【再掲】	令和2年6月に、要対協の業務活性化に向けた検討 会を立ち上げ、実務者会議の効果的運用や進行管理台 帳等のあり方等について検討し、令和3年度からの 管理ケースの一元化や様式の簡素化を行った。【再掲】	A	管理ケースの一元化により事務の省力化が図られ、支援業 務に集中できるようになることが期待できる。【再掲】	II	
			(7)	子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、区 における支援機関としての主体性・専門性を確保 しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携 や技術的助言の仕組みについて検討を行う。【再 掲】	令和3年4月に児童相談所に家庭支援課を設置し、 区が支援している対象家庭の支援方法等について助言 を行うことができる体制の構築を進めている。【再 掲】	A	新たな体制の構築により、支援内容に応じた児童相談所と の連携や技術的助言を行うことができるようになった。 今後、実施状況を踏まえて支援体制の改善を行っていく。 【再掲】	I	
			取組方針に対する自己評価		区要対協の中核を担う家庭児童相談室の機能強化に向けて、児童相談所の組織改編、家庭児童相談室の人員増や業務の見直しを行っ た。今後も、データ管理システムの導入や家庭児童相談室の更なる体制強化を進め、要対協の事務局としての機能を発揮させていく必 要がある。				
②	イ	児童虐待調査や支援の過 程における在宅支援アセ メントシートの活用の徹底 を図る。	(7)	児童虐待調査結果報告の際は、在宅支援アセ メントシートを活用して報告を行う。	令和元年度に実施した緊急対応により、虐待通告の あった全ての対象児について、児童虐待調査の際は在宅 支援アセスメントシートを作成・活用を徹底し、虐 待の程度やリスク要素等の把握に基づく報告を行って いる。	A	在宅支援アセスメントシートに基づき虐待調査の結果報告 を行うことで、虐待リスク等について組織的に確認・検討の 上、今後の支援等の判断につなげることができている。	II	子）児童相談所 区）保健福祉部
			(4)	支援の過程で得た情報を在宅支援アセスメント シートに反映させ、組織で共有し、必要な支援に いかす。	令和元年度に実施した緊急対応により、支援の過程 で得た子どもや養育者などの状況を、適宜在宅支援ア セスメントシートや児童支援シートに反映させ、組織 での共有することを徹底し、リスク状況の変化を確認 して、状況に応じた支援に結びつけている。	A	虐待が主訴で支援を行っているケースについては、在宅支 援アセスメントシートを活用することで、事案の課題や支援 目標、役割分担等を把握し、関係機関との連携に努めること ができた。 また、継続指導ケースについては個別案件ごとに児童支援 シートを作成し、組織的に進捗状況を確認することができ た。	II	
					要対協の個別検討会議において、在宅支援アセスマ ントシートを活用して情報や意見をまとめ、会議参加 者の共通認識のもとで必要な支援を行っている。	A	個別ケース検討会議において在宅支援アセスメントシート を使用することで、対象世帯の状況や課題が明確になり、具 体的な支援方針や関係機関の役割分担について検討すること ができている。	II	
			取組方針に対する自己評価		虐待通告時や支援の過程で得た子どもや養育者などの状況の変化を在宅支援アセスメントシートに反映させ、報告による共有と組織 的な検討を行うことができている。今後も、世帯の状況や課題を明確化し、具体的な支援方針や関係機関の役割分担を検討するため に、在宅支援アセスメントシートの活用を徹底していく。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言

3

アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性

①

要対協の機能強化及び対象範囲の拡大

②

在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性

③

各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性

④

各職場で協働の文化を醸成する必要性

⑤

支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期

A：既に取り組んでいる項目

B：すぐに取り組むべき項目

C：速やかに検討すべき項目

D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性

I：更なる取組の推進を図る項目

II：現在の取組を継続する項目

III：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施 区分	自己評価		評価 区分	担当部
③	ウ	各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。	(7)	支援対象者の状況について進行管理台帳への記載を徹底し、組織的に処遇方針の確認や検討を行う。	各区において、継続支援が必要な世帯を一覧できる進行管理台帳を活用し、管理職が定期的に支援の内容、進捗等を確認し、支援の内容や方法等について助言を行っている。	A	進行管理台帳への記載、更新が徹底され、管理職が定期的に確認することにより、組織的に進捗管理を行う体制が構築されると共に、担当者へのタイムリーな助言指導も可能となった。 管理ケース数の増加に対して、リスク変化を見落とすことがないよう、今後も重層的な組織マネジメントを徹底して実施する必要がある。	II	子）児童相談所 保）保健所 区）保健福祉部	
				(4)	児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携を行い、集約されたデータから、注意すべき案件を抽出できるようなシステムを構築し、管理職が日ごろから確認できるような仕組みを検討する。	令和元年12月以降、3つのシステムの改修等を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携を可能とした。 また、リスク評価を行いデータを集約する「子育てデータ管理プラットフォーム」を構築するため、令和3年夏の稼働開始に向けて開発を進めている。【再掲】	A			事案発生後、速やかに児童相談システムを改修し、母子保健情報システムの端末を導入したことで、タイムリーな情報連携が可能となった。 「子育てデータ管理プラットフォーム」は、令和3年夏の稼働開始に向けて、想定スケジュールに遅れることなく進捗している。【再掲】
				(7)	役職者向けの研修を通して、組織マネジメント能力の向上を図る。	令和2年度に実施した役職者向けの研修において、「管理監督者の心得」の活用や事例研究などを通して、組織マネジメントや協働について学ぶカリキュラムを新たに実施した。	A	「管理監督者の心得」を実践するためのチェックシートや具体的事例を通して、組織マネジメントや協働意識について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	II	総）自治研修センター
						本庁人事部局から服務や人事に関する通知等を発出する際に、合わせて「管理監督者の心得」の活用を促すなど、組織マネジメントの徹底の必要性について周知を行った。	A	定期的な通知の際に、「管理監督者の心得」の活用を促すことで、各職場単位での組織マネジメントの必要性を意識付けることができた。	II	総）職員部
			取組方針に対する自己評価					組織マネジメントの徹底を図っていくため、支援対象者の状況を把握するための進行管理台帳への記載や更新を徹底するとともに、組織的に進捗管理を行い、支援に必要な助言や指導を行っている。今後、データ管理システムの導入によるハード整備と合わせて、システム運用の徹底、研修等での管理職への意識づけを行っていく必要がある。		

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言									
3	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性								
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大								
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性								
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性								
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性								
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討								

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期

A：既に取り組んでいる項目

B：すぐに取り組むべき項目

C：速やかに検討すべき項目

D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性

I：更なる取組の推進を図る項目

II：現在の取組を継続する項目

III：取組を終結する項目

該当提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施区分	自己評価	評価区分	担当部
④	Ⅰ	各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。	(7)	全ての職員が協働の視点をもって業務に取り組むための意識の共有を図る。	令和2年4月に、市長を本部長とした「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を設置し、年2回の本部会議において、検証報告書における提言に係る取組方針等を協議し、取組状況について進捗管理を行っている。	A	横断的組織である推進本部の設置及び定期的な会議開催により、各局区の虐待防止に向けた意識の向上とともに、市長指示による協働の観点を持った取組の推進を図ることができている。	Ⅱ	子）子ども育成部
					令和2年3月に、市長から全職員に対してイントラネットのメールシステムによりメッセージを配信し、職員への意識づけを行った。	A	全職員に向けて、市長が直接メールを送信することにより、虐待防止に向けた強いメッセージ性を打ち出すことができた。	Ⅱ	子）子ども育成部
					令和2年度に実施した職位別研修において、市長や自治研修センター所長から講話を行い、自治体職員として必要な心構え、職位に応じた役割、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行った。	A	市長の講話を行うことにより、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性等について、強く意識付けを行うことができた。	Ⅱ	総）自治研修センター
			(4)	役職者向けの研修等を通して、関係部局間の連携など協働の意識向上を図る。	令和2年度に実施した役職者向けの研修において、「管理監督者の心得」の活用や事例研究などを通して、組織マネジメントや協働について学ぶカリキュラムを新たに実施した。【再掲】	A	「管理監督者の心得」を実践するためのチェックシートや具体的事例を通して、組織マネジメントや協働意識について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。【再掲】	Ⅱ	総）自治研修センター
					令和2年度に実施した職位別研修において、市長や自治研修センター所長から講話を行い、自治体職員として必要な心構え、職位に応じた役割、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付けを行った。【再掲】	A	市長の講話を行うことにより、協働の視点を持って業務に取り組むことの重要性等について、強く意識付けを行うことができた。【再掲】	Ⅱ	総）自治研修センター
					本庁人事部局から服務や人事に関する通知等を発出する際に、合わせて「管理監督者の心得」の活用を促すなど、組織マネジメントの徹底の必要性について周知を行った。【再掲】	A	定期的な通知の際に、「管理監督者の心得」の活用を促す庁内周知を行うことで、組織マネジメント能力や関係部局間の連携に係る意識の向上などを図ることができた。【再掲】	Ⅱ	総）職員部
			(7)	母子保健担当と生活支援担当の間で、虐待防止の観点から必要と考えられる情報等について共有し、連携を図る。	職員研修の実施や、プロジェクトチーム・実務者ミーティングにより、協働で仕事に取り組む意識の向上や、情報共有、連携に向けた検討を行っている。	A	各区の母子保健担当や生活支援担当において、積極的に業務改善の取組が進められ、研修を実施しており、職員の児童虐待防止の意識向上と関係部局の連携強化が図られている。	Ⅱ	区）保健福祉部
			(1)	協働の推進に向けた職員間の情報共有ツールの導入を検討する。	職員間の情報共有を促進するためのビジネスチャットの整備や、協働の心構え、具体的な協働の手法等をまとめた「会議ハンドブック」の策定など、情報共有ツールの導入に向けて令和3年度中に調査、検討を開始する。	C	情報共有ツールの活用により、協働の取組が更に促進されるよう、技術面の課題整理や運用方法について検討を行っていく必要がある。	I	総）改革推進室
			取組方針に対する自己評価		職位別研修や各職場単位の研修において、本事例を踏まえた問題意識の共有、連携に向けた検討が行われており、プロジェクトチーム等による業務改善の取組が進められている。今後も取組を継続し、職員の意識向上と関係機関の連携の仕組みづくりを行い、協働の文化を根付かせていく必要がある。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言

3

アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性

①

要対協の機能強化及び対象範囲の拡大

②

在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性

③

各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性

④

各職場で協働の文化を醸成する必要性

⑤

支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期

A：既に取り組んでいる項目

B：すぐに取り組むべき項目

C：速やかに検討すべき項目

D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性

I：更なる取組の推進を図る項目

II：現在の取組を継続する項目

III：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施 状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
⑤	オ	切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。	(7)	職位別研修を通して、進行管理の重要性について、意識の向上を図る。	令和2年度に実施した新採用職員研修や役職者向けの研修において、進行管理の重要性を認識するためのカリキュラムを実施した。	A	それぞれの職位に応じて、進行管理の重要性や、仕事を管理する上で役職者に求められる役割について学ぶ、効果的な研修を実施することができた。	II	総）自治研修センター
			(4)	母子保健担当において、支援対象者が妊婦ではなくなった際の支援のあり方について検討を行う。	令和2年9月に、「母子保健における保健師活動のあり方ワーキング」を設置し、母子保健における保健師活動の現状や課題を明確化し、母子保健が目指す方向性やそのために必要な体制及び取り組み等、保健師活動のあり方について検討を行った。【再掲】	A	ワーキングの実施により、支援対象者が妊婦ではなくなった際の支援の繋がりが、地域の支援機関等と連携の必要性について、検討を行うことができた。 今後は、困難を抱える若年女性の支援制度との連携もふまえ、ネットワークの構築について検討していく。	I	保）保健所
			(7)	生活支援担当において、支援が廃止となる場合などに関係機関と必要な連携を行う。	令和2年5月、本庁部局から各区に対して、支援世帯の転居時には速やかな移管を行うこと、虐待の疑いなどで他機関と連携していた世帯の支援廃止時には、関係する連絡先に必ず情報提供するよう指示し、運用している。	A	生活支援廃止時の関係部署への連絡や、区内転居等の際の速やかな移管、引継ぎについて徹底を図るよう運用されており、適宜、本庁部局による確認を行っている。 今後も、各区の関係会議等で周知し、徹底を図っていく必要がある。	II	保）総務部
				区の生活支援実施方針の中に「子どものいる要支援世帯」への適切な支援・連携に向けた取組を盛り込み、経済的自立に限らず、日常生活の自立、社会生活の自立を支える視点から要支援世帯の援助方針を設定し、世帯状況に変化があったときに適切な関係機関と連携することとしている。	A	全ての区の実施方針で要支援世帯への適切な支援・連携を盛り込んでおり、児童虐待の防止に組織的に取り組む姿勢を明確化することができた。 今後、監査での台帳点検、ヒアリングなどの機会を通じて、適切に支援・連携を行っているか確認していく。	II	区）保健福祉部	
			(I)	一時保護や措置を行った児童を家庭引取りとする場合は、関係機関との連携を密にし、役割分担や各々の責任の所在を明確にする。	虐待等により一時保護や措置を行った児童を家庭引取りとする場合、地域の関係機関との個別ケース検討会議を開催し、関係機関との間での課題や方針を共有し、役割分担や各々の責任の所在を明確にするよう努めている。	A	個別ケース検討会議の開催回数、取扱事例数は、昨年度の実績を上回っており、関係機関の連携を密にし、家庭生活の支援ネットワークを築くために、課題や支援方針の共有を図ることができた。 今後も、虐待対応相談件数の増加に伴い、個別ケース検討会議の開催回数が増えると考えられるため、情報共有や会議の開催方法、関係機関との役割分担等の工夫に努めたい。	I	子）児童相談所
取組方針に対する自己評価				切れ目のない支援と適切な進行管理を行うため、児童相談所や母子保健担当、生活支援担当において、対象世帯の支援が終結する際などの再アセスメントと、関連する機関への情報提供について徹底が図られた。今後、支援の連続性が担保されているか、継続的に確認を行っていく必要がある。					

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言

4

児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性

①

児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討

②

警察との連携、役割分担の明確化

③

休日・平日夜間時の調査対応の強化

④

児童相談所における区との連携の強化

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期

A：既に取り組んでいる項目

B：すぐに取り組むべき項目

C：速やかに検討すべき項目

D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性

I：更なる取組の推進を図る項目

II：現在の取組を継続する項目

III：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
①	ア	介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。	(7)	虐待通告受理時や終結時に適切な評価を実施するため、緊急対応体制を整備する。	令和元年10月に緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を新設するとともに、通告受理及び終結時のリスクアセスメントシートによる評価及び担当部長までの報告を徹底するよう、会議等で周知を行った。	A	虐待通告全件について、担当部長まで、受理・調査結果報告を徹底し、リスクに応じた対応を強化することができた。 なお、虐待通告件数は過去最高の水準であり、通告件数の増加に応じた体制強化について検討を続けていく。	II	子）児童相談所
			(4)	虐待通告に係る係長職の進捗管理機能を向上させる。	令和2年4月に緊急対応担当の係長職1名及び係員7名を増員し、係長職は直接地区を受け持たない体制とするとともに、全ての通告案件について進捗状況等のデータを共有し、係長職による業務管理機能を高めた。	A	係長職が直接地区を受け持たない体制とし、併せて進捗状況等のデータ共有を進めたことにより、係長職による進捗管理機能を強化することができた。 なお、虐待通告件数は過去最高の水準であり、個々の対応に問題が生じないよう、組織的に進捗管理を行っていく。	II	
			(7)	医師職や他機関からの派遣職員の専門性を生かした体制づくりを行う。	令和2年4月に常勤医師職を配置し、身体的虐待の疑いなど医学的判断が必要なケースについて、専門的見地から見立てを行うことができる体制とした。 また、非常勤の弁護士職を配置してケース対応等での法律面での助言を受けており、令和3年度に常勤化を行う。	A	常勤医師職及び非常勤弁護士職の配置により、医療面及び法律面からの具体的なアドバイスが可能となる体制となっている。 法律面での助言が必要な事例が増加しており、常勤化する弁護士職の専門性を更に生かす体制について検討を続けていく。	I	
				教員、保健師等の専門職や警察からの派遣職員が、その専門性を生かした助言を行いやすいよう、係長職は直接地区を受け持たない体制とした。	A	各学校における児童相談所の支援の仕組みへの理解が広がり、対応の相談や連携が行いやすくなった。また、保健師（係長職）及び警察からの派遣職員が、より専門性を生かして業務に関与できるようになった。 今後も、各職員の専門性を更に生かすことができる体制について検討を続けていく。	I		
			取組方針に対する自己評価		児童相談所の介入と支援の役割分担と専門性を高めるため、虐待通告等の緊急対応担当職員を配置、増員するとともに、係長職（SⅤ）、教員や保健師等の専門職が担当地区を持たない体制とした。今後、虐待通告件数の増加に応じた体制強化や、更に専門性を生かす体制づくりについて検討を進めていく必要がある。				
②	イ	児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図る。	(7)	夜間・休日の調査にかかる児童相談所及び警察の連携・役割分担を明確にし、互いに理解を深めるための協議、研修等を実施する。	警察からの同行要請に対する即応体制の整備や、相互の確実な情報共有の徹底等について協議を進め、令和2年10月に、合意内容について市内の各警察署に周知し一層の連携強化を確認した。 また、令和2年9月に、外傷評価に関する法医学研修を合同開催した。	A	児童相談所と警察との実務者協議等により、連携すべきケース、情報共有の方法などについて、相互の理解を深めることができた。 今後は、夜間・休日の連携を確実にするため、虐待対応支援員のスキルアップ等、体制強化の検討を行っていく。	I	子）児童相談所
			取組方針に対する自己評価		児童相談所と警察との実務者協議等により、連携について相互の理解を深めることができた。今後は、夜間・休日の連携を確実にするため、体制強化の検討を行っていく必要がある。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
4	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況		実施 区分	自己評価		評価 区分	担当部
③	ウ	休日・平日夜間時の通告 に対する調査実施体制を強 化する。	(7)	休日・平日夜間における虐待通告の初期調査等 を行うため、必要な職員体制を構築する。	令和2年4月に、緊急対応担当職員を8名増員し、 休日も正規職員が出勤するシフト体制とした。また、 新たに休日夜間児童虐待対応支援員を2名体制とし、 休日・平日夜間の虐待通告について初期調査を行う体 制を整備した。	A	シフト勤務体制の導入及び休日夜間児童虐待対応支援員の 配置により、リスクに応じた迅速な対応を行うことができ ている。 今後、休日夜間児童虐待対応支援員の人材育成を進め、緊 急対応体制の強化を図っていく。	I	子）児童相談所		
					休日・平日夜間の虐待通告時の児童家庭支援セン ターとの役割分担について整理し、初期調査案件が重 なるなど正規職員と休日夜間児童虐待対応支援員だけ では対応が難しい場合も、初期調査等を行うことがで きる体制とした。	A				休日・平日夜間の虐待通告について、児童相談所の職員だ けでは対応できない部分を児童家庭支援センターに委託す ることで、48時間以内の児童の安全確認が可能な体制となっ ている。	II
				(4)	休日・平日夜間に円滑な調査対応を行うため、 対応方針についてのマニュアルを整備する。	A	日々の業務や研修でマニュアルを活用し、虐待通告や警察 からの一時保護要請等について、適切な対応を行うことが できている。	II			
			取組方針に対する自己評価		休日・平日夜間の児童虐待通告時の円滑な調査を実施するため、児童相談所の緊急対応担当の人員増やシフト体制の再構築を行い、 休日・夜間対応のマニュアルを整備した。今後、更に休日・夜間対応職員の育成を進め、緊急対応体制の強化を図っていく必要がある。						
④	エ	児童相談所と各区の有機 的な協働体制を構築する。	(7)	子ども家庭総合支援拠点化を見据え、区におけ る支援機関としての主体性・専門性を確保しなが ら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術 的助言の仕組みについて検討を行う。【再掲】	令和3年4月に児童相談所に家庭支援課を設置し、 区が支援している対象家庭の支援方法等について助言 を行うことができる体制の構築を進めている。【再 掲】	A	新たな体制の構築により、支援内容に応じた連携や技術的 助言を行うことができるようになった。 今後、実施状況を踏まえて支援体制の改善を行っていく。 【再掲】	I	子）児童相談所 区）保健福祉部		
				取組方針に対する自己評価		児童相談所と各区家庭児童相談室の協働体制を構築するため、児童相談所の組織再編を行い、支援内容に応じた区との連携や技術的 助言を行うことができるようになった。今後、実施状況を踏まえて支援体制の改善を行っていく必要がある。					

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言										
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築									
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方									
②	保健師の人材育成のあり方									
③	中堅職員の育成									
④	職員研修の実質的機能強化									

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部	
①	ア	区と児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行う。		(7)	法令改正や第二児童相談所の開設に向けた児童福祉司等の計画的な増員と、有資格者の着実な確保の方策を検討する。	令和2年4月に、児童相談所の緊急対応担当職員を中心に児童福祉司9名を増員、令和3年4月には児童福祉司5名を増員し、調査・支援体制を強化した。 また、福祉現場の経験者及び有資格者の着実な確保に向けて、令和3年度の職員採用試験（社会人経験の部）に福祉コースの試験区分を設けた。	A	緊急対応担当職員や児童福祉司の増員により、休日に受理した虐待通告、警察からの照会や同行要請等への適切な対応、虐待等の複雑な相談に対する支援体制の強化を図ることができた。 今後も、児童福祉司等の専門職の増員について検討を進めていく。	Ⅰ	（総）職員部 子）児童相談所
				(4)	区家庭児童相談室の体制強化について、国の配置基準や、児童相談所が担う役割、支援状況に応じた職員配置等の対応策を検討する。	令和3年4月までに、相談件数の特に多い6区（中央、北、東、白石、豊平及び西）において計9名増員し、区における相談体制や要対協機能の強化を図った。	A	区家庭児童相談室職員の増員により、相談件数や個別ケース検討会議の件数が増加するなど、一定程度の効果が見られる。 今後も、区家庭児童相談室が担う役割、増員効果や組織体制の在り方等について検討を進めていく。	Ⅰ	
				(5)	経験を蓄積できるような配置とともに、これまでの経験を生かして後進の育成を意識した人事異動を実施する。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心として、年齢や本人の希望、適性等を考慮し、現場の希望も踏まえた人事異動を進めている。 また、福祉現場の経験者及び有資格者の着実な確保に向けて、令和3年度の職員採用試験（社会人経験の部）に福祉コースの試験区分を設けた。	A	児童相談所等の福祉現場の経験者を配置することにより、組織体制の強化と人材育成につながり、また、福祉コースでの社会人枠の採用が可能となることで、即戦力の有資格者の人材確保が期待できる。 今後も、適切な人事配置を計画的に実施できるよう検討していく。	Ⅰ	
				取組方針に対する自己評価		区家庭児童相談室や児童相談所の体制強化に向けて、児童相談所の児童福祉司等の増員を行うとともに、新たな有資格者等の職員採用試験区分を設けた。今後も、職員の増員効果や組織体制の在り方等について検討を進めていく必要がある。				
②	イ	地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図る。		(7)	保健師の活動指針や人材育成マニュアルを改訂など、今後の保健師の育成の方向性を明確にする。	令和2年9月に設置した「母子保健における保健師活動のあり方ワーキング」において、今後のあるべき保健師活動を明確にし、保健師としての専門的な力量を育成するための具体的な検討を行った。	A	日々の保健師活動での実践を踏まえ、力量が積みあがるよう、現場の状況に即した適時のOJTのあり方について検討し、実践するとともに、専門的な知識を体系的に学ぶOFF-JTのあり方について検討することができた。 今後は、母子保健分野のみならず、保健師の人材育成の仕組みづくりに取り組んでいく。	Ⅰ	保）保健所 区）保健福祉部
				(4)	行政需要やキャリアプランを考慮し、経験を蓄積できるような人事異動を実施する。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心として、年齢や本人の希望、適性等を考慮し、現場の希望も踏まえた人事異動を進めている。	A	児童相談所等の福祉現場の経験者を配置することにより、組織体制の強化と人材育成が期待できる。 今後も、適切な人事配置を計画的に実施できるよう検討していく。	Ⅰ	（総）職員部
				(5)	検証報告書や過去の事例を用いた研修、外部講師による研修、民間機関との合同研修など、OJTとOFF-JTを組み合わせた具体的な研修メニューを検討し、実施する。	令和2年5月以降、区の母子保健担当課や家庭児童相談室において、事例の振り返りや児童虐待防止の着眼点等をテーマにした研修を実施している。	A	事例の振り返りや研修の実施、困難事例の共有を図ることで、アセスメントや支援のあり方について実践での学びに繋がっている。 今後は、効果的な支援のあり方を共有し、役割分担を明確にしておくことや、保健師の地区活動の強化に向けた検討を行っていく。	Ⅰ	保）保健所 区）保健福祉部 ※
				取組方針に対する自己評価		保健師の人材育成については、各区における事例検討や研修等を通じ、日々の実践での力量の向上に務めている。今後も、計画的な人員配置を実施するとともに、母子保健分野のみならず、保健師の人材育成の仕組みづくりに取り組んでいく必要がある。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
5	専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
I：更なる取組の推進を図る項目
II：現在の取組を継続する項目
III：取組を終結する項目

担当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況		実施 区分	自己評価		評価 区分	担当部
③	ウ	組織の中心的な役割を果 たす中堅職員の育成を図 る。	(7)	福祉コースや福祉現場経験のある職員を、将来 の育成も見通したうえで効果的に配置していく。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者 や有資格者などを中心として、年齢や本人の希望、適 性等を考慮し、現場の希望も踏まえた人事異動を進め ている。 また、福祉現場の経験者及び有資格者の着実な確保 に向けて、令和3年度の職員採用試験（社会人経験の 部）に福祉コースの試験区分を設けた。【再掲】	A	児童相談所等の福祉現場の経験者を配置することにより、 組織体制の強化と人材育成につながり、また、福祉コースで の社会人枠の採用が可能となることで、即戦力の有資格者の 人材確保が期待できる。 今後も、適切な人事配置を計画的に実施できるよう検討し ていく。【再掲】	I	（総）職員部		
			(4)	職位別研修を通して、組織の中心的役割を担う 職員への成長を促し、職員の育成を図っていく。	令和2年度に実施した採用年次に応じた職位別研修 において、組織の中心的な役割を担う職員に必要とされ る、後輩育成に必要なリーダーシップ、チーム力向 上などを再認識するカリキュラムを実施した。	A	採用7年目職員を対象として、事例診断などを通して後輩 育成に必要なリーダーシップやチーム力向上等について学 ぶ、効果的な研修を実施できた。	II	（総）自治研修セン ター		
			取組方針に対する自己評価		中堅職員の人材育成に向けて、福祉現場の経験者の配置を進めるとともに、採用年次に応じた研修において中堅職員としての役割を 意識づけるカリキュラムを実施した。今後も、計画的な人事配置を実施、研修等による人材育成を進めていく必要がある。						
④	エ	実施手法の工夫や効果測 定により、職員研修の実質 的な機能の強化を図る。	(7)	採用年次や職位に応じた研修の中で、自治体職 員として基本となる価値観の再認識を図ってい く。	令和2年度に実施した職位別研修において、市長や 自治研修センター所長から講話を行い、自治体職員と して必要な心構え、職位に応じた役割、協働の視点 を持って業務に取り組むことの重要性について、意識付 けを行った。【再掲】	A	市長の講話を行うことにより、協働の視点を持って業務に 取り組むことの重要性等について、強く意識付けを行うこ とができた。【再掲】	II	（総）自治研修セン ター		
			(4)	検証報告書や過去の事例を用いた研修、外部講 師による研修、民間機関との合同研修など、OJT とOff-JTを組み合わせた具体的な研修メ ニューを検討し、実施する。【再掲】	令和2年5月以降、区の母子保健担当課や家庭児童 相談室において、事例の振り返りや児童虐待防止の着 眼点等をテーマにした研修を実施しており、全区で共 有していくことで取組を広げていく。【再掲】	A	事例の振り返りや研修の実施、困難事例の共有を図ること で、アセスメントや支援のあり方について実践での学びに繋 がっている。 今後は、効果的な支援のあり方を共有し、役割分担を明確 にしておくことや、保健師の地区活動の強化に向けた検討を 行っていく。【再掲】	I	子）児童相談所 （保）保健所 区）保健福祉部		
			(7)	研修の実施内容等について外部評価を導入し、 効果測定を行う。	児童福祉司等の児童相談所職員に対する体系的な育 成・研修体制の確立に向け、効果的な改善・評価方法 を検討していく。	B	「第3次児童相談体制強化プラン」において、児童相談体 制強化に係る方向性と具体的取組をまとめた。 今後、外部専門家の意見を踏まえた研修の計画、実施体制 を検討していく。	I	子）児童相談所 区）保健福祉部		
					令和2年11月に、札幌市子ども子育て会議児童福祉 部会において、外部評価の評価組織や評価手法等につ いて方針案を決定した。	A	専門的知見から評価を得る体制を整備したことで、児童相 談所や区家庭児童相談室職員の育成、専門的力量的向上が期 待できる。	II	子）児童相談所		
			取組方針に対する自己評価		各局区において、事例の振り返りや児童虐待防止の着眼点等をテーマにした研修を実施している。また、児童相談所においても、外 部専門家の意見を踏まえた研修の計画、実施体制を検討している。今後も、効果的な職員研修の実施に向けた検討を継続して進めてい く必要がある。						

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言									
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性								
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設								
②	高等学校との連携・支援体制の必要性								
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性								

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
①	ア	10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。	(7)	若年被害女性に対して居場所の確保や自立支援等を行う、アウトリーチ型支援の事業化に向けた制度検討を行う。	令和3年度から「困難を抱える若年女性支援事業」を実施予定しており、連携先となる関係部局及びNPO等の支援団体との協議を行うとともに、若年期の女性の悩みや困りごとを把握するための実態調査を実施した。	A	令和3年度からの事業実施に向けて、課題の整理などの準備を進めることができた。 今後は、実態調査の結果を踏まえ、関係機関の連携により、困難を抱える若年女性支援を実施していく。	Ⅰ	子）子ども育成部
					令和2年11月に、困難を抱える若年女性への支援や関係機関の連携・協働について考える機会として、庁内勉強会（映像配信）を実施した。	A	子ども未来局をはじめ、関係部署から210名の受講申込があり、庁内の関係部署において今後の若年女性支援について考えを深めることができた。	Ⅲ	子）子ども育成部
			(4)	児童養護施設等を退所した後も支援が必要な若者に対して、自立援助ホームや社会的養護自立支援事業の積極的な活用を行う。	自立援助ホームへの入所や社会的養護自立支援事業の活用を進めるため、支援コーディネーターの配置や生活・就労相談を継続的に実施する。	A	対象となる児童や保護者等から相談を受けた場合、社会資源として自立援助ホームや社会的養護自立支援事業を活用することが適当と判断した場合には、活用を促すことができた。 今後も、適切な社会資源の活用を進めるため、体制の充実に努めていく必要がある。	Ⅰ	子）児童相談所
			取組方針に対する自己評価		困難を抱える若者を支援するため、児童養護施設退所後の若者への支援を継続するとともに、若年女性を対象とした新たな支援制度の検討を進めた。今後、新たな支援制度を構築し、具体的な支援を実施しながら、様々な事例に対応できるよう必要な見直しを行っていく必要がある。				
②	イ	高等学校との連携による支援体制を構築する。	(7)	スクールソーシャルワーカー（SSW）の更なる活用を図り、不登校傾向や福祉につなぐ必要がある生徒を早期に発見し、必要な支援を行う。	市立高校に対し、SSW活用ガイドブックの送付や校内研修会等での周知を行うなど、一層の活用を働きかけた。	A	市立高校に対し、SSW活用ガイドブックを送付するとともに、SSWを講師とした校内研修会で行うこと等の周知をするなどし、SSWの積極的な活用に向けた取組を進めることができた。	Ⅱ	子）子ども育成部 教）学校教育部
					若者支援総合センターの活用について、学校訪問や児童・保護者へのチラシ配布、面談への同席等により周知を行い、生活面等で不安を抱えていたり卒業後の進路が確定していない若者への継続した支援につなげている。	A	これまでは、義務教育が終了する時期を考慮して中学校卒業前の時期に、進路未定者へ周知を行ってきたが、休学・退学等の生徒への支援の必要性から、今後は、高等学校に対しても同様の取組を進めていく。	Ⅰ	
			(4)	学校と若者支援総合センターの連携により、進路未定者や生活面で悩みを抱える若者に対して必要な支援を行う。	市内中学校・高等学校への訪問のほか、定時制高校等での校内居場所づくり事業や学校内ユースワーク事業により、進路相談や生活面等の幅広い相談に応じ、支援につなげている。	A	市立中学校のほぼ全校への積極的な直接訪問や各高等学校等との個別の支援ケース毎のつながりを積み重ねることにより、個別面談回数が増加しているなど、学校連携を年々強化することができている。 今後は、進路相談以外の生活面での相談にも対応することを周知していく。	Ⅰ	
					令和2年6月から、若者支援総合センターにおいて、家庭での団らん経験に乏しい20代までの若者やひとり親を対象として、家庭生活体験事業を実施している。	A	新たな事業の立ち上げにより、延べ201人の子ども・若者の利用につながるなど、これまで出会うことができなかった層への支援に着手できたほか、学校や地域団体等の支援機関との連携事例が新たに生まれた。 今後は、事業実施の中で生じている新たな課題に対応するための体制構築に向けた検討を行っていく。	Ⅰ	
			取組方針に対する自己評価		高等学校や若者支援総合センターとの連携により、支援が必要な子ども・若者へのつながりを強める取組を進めた。今後、実施状況を踏まえて支援体制や支援内容の改善を行っていく必要がある。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
6	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
③	ウ	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制を構築する。	(7)	DV相談で虐待の心配があるケースについて、DV被害相談担当部局と児童相談所の情報共有を実施し、必要に応じて、更なる情報共有や関係機関との個別ケース会議を行う。	令和2年4月から、札幌市配偶者暴力相談センターで把握した児童虐待関連情報について、児童相談所への定期的な提供を試行、10月から実施している。	A	児童相談所への定期的な報告を行うことで、連携強化を図ることができた。 提供する情報については、今後とも検討を重ねていく必要がある。	I	市）男女共同参画室） 児童相談所
			(4)	DV相談員研修や若年層向けのデートDV防止講座に、児童相談所職員や区家庭児童相談室の職員等が参加し、相互の業務への理解を深める。	令和2年7月以降、DV被害相談担当部局で実施しているデートDV防止講座に児童相談所職員が参加している。 また、DV相談員研修に児童に関連するテーマを取り入れている。	A	継続的に研修に参加することができ、DV被害相談に関する知識を深めることができた。	II	
			(㊦)	DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対して、DV被害相談担当部局と児童相談所が連携した心理ケアを行う。	一時保護施設に入所した児童に対する心理ケアの実施方法について、現在、検討を行っている。	B	心理ケアの実施にあたり、必要な内容について検討を行う中で、課題となる点について共有することができた。	I	
			(I)	児童相談所とDV被害相談担当部局において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施する。	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」や、11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、共同でデジタルサイネージ等を活用した広報を実施した。	A	双方の普及啓発活動にそれぞれの啓発内容を盛り込み、効果的な広報活動が展開できた。	II	
			取組方針に対する自己評価		児童相談所とDV被害相談担当部局の連携を進めるため、研修や広報活動の共同実施や、児童虐待関連情報を提供する取組を実施した。今後も取組を継続するとともに、更に相互連携を進めるための検討を行っていく必要がある。				

検証報告書の提言に対する具体的な取組の内容及び実施状況

検証報告書における提言	
7	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性
①	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

【実施区分】 具体的な取組の実施・検討の時期
A：既に取り組んでいる項目
B：すぐに取り組むべき項目
C：速やかに検討すべき項目
D：中期的・段階的に検討する項目

【評価区分】 自己評価を踏まえた今後の方向性
Ⅰ：更なる取組の推進を図る項目
Ⅱ：現在の取組を継続する項目
Ⅲ：取組を終結する項目

該当 提言	取組方針		具体的な取組内容（想定を含む）		実施状況	実施 区分	自己評価	評価 区分	担当部
①	ア	過去の検証報告書における提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行う。	(7)	速やかに、市内部に常設の「児童虐待防止対策推進本部」を設置し、検証報告書に係る取組方針等を協議するとともに、取組状況について外部からの検証を受ける。	令和2年4月に、市長を本部長とした「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を設置し、年2回の本部会議において、検証報告書における提言に係る取組方針等を協議し、取組状況について進捗管理を行っている。 【再掲】	A	横断的組織である推進本部の設置及び定期的な会議開催により、各局区の虐待防止に向けた意識の向上を図り、取組状況等の進捗管理を行うことができている。	Ⅱ	子）子ども育成部
					検証報告書における提言に係る取組方針や取組状況について、子ども・子育て会議児童福祉部会に報告を行った。 児童福祉部会を評価組織として、令和3年度上半期に外部評価の実施を予定している。	A	外部評価の結果を踏まえて、取組方針や具体的な取組をあらためて見直し、改善につなげていく必要がある。	Ⅱ	
				(4)	本市がこれまでに受けた検証報告書や虐待防止の取組状況を公式ホームページ等で公表する。	A	本部会議の開催状況や各局区の業務改善の取組等を掲載し、市民への情報提供を行うことができている。 今後も、市民に対する児童虐待防止対策の積極的な広報を実施していく必要がある。	Ⅱ	
			取組方針に対する自己評価		常設の児童虐待防止対策推進本部を設置し、提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行っている。今後、自己評価や外部評価の結果を踏まえて、取組方針や具体的な取組をあらためて見直し、改善につなげていく必要がある。				